

被災された方のための 生活支援情報

第 67 号
平成 28 年 3 月 30 日
仙台市復興事業局生活再建推進室

TEL 214・8559 FAX 214・5130
〒 980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

市の問い合わせ窓口が一部変わります

4 月 1 日の組織改正に伴い、東日本大震災で被災された方々の各種支援制度等の問い合わせ窓口が一部変更になります。

主な業務	3月31日まで	4月1日から	
被災者の生活再建支援に関する相談、復興公営住宅等入居支援金の受付	復興事業局生活再建推進室 (市役所本庁舎 5 階)	健康福祉局生活再建推進室 (市役所本庁舎 5 階)	☎214・8579
東部津波被災地域の住宅再建支援制度の相談、受付	復興事業局住宅再建支援課 (市役所本庁舎 4 階)	都市整備局復興まちづくり課管理係 (市役所本庁舎 7 階)	☎214・8305
宅地復旧事業で復旧した宅地に関する相談(施設保全条例等に関する相談)および分担金賦課徴収に関する相談	復興事業局宅地保全調整課 (市役所本庁舎 4 階)	都市整備局開発調整課宅地保全係 (市役所本庁舎 4 階)	☎214・8450
復興公営住宅に関する相談	都市整備局復興公営住宅室 (市役所本庁舎 6・7 階)	都市整備局市営住宅管理課管理係 (市役所本庁舎 7 階)	☎214・8331
蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に関するこ	復興事業局蒲生北部整備課 (市役所本庁舎 4 階)	都市整備局蒲生北部整備課 (市役所本庁舎 6 階)	☎214・8031

●その他、復興事業全般に関することについては、まちづくり政策局震災復興室 (市役所本庁舎 2 階) にお問い合わせください

問い合わせ 震災復興室 ☎214・1266

防災集団移転先団地の住宅区画を分譲します

田子西地区、田子西隣接地区、六郷地区および七郷地区の49区画を、募集要件を大幅に緩和して分譲します。

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)	太白区役所 ☎247・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)	泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)	宮城総合支所 ☎392・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)	秋保総合支所 ☎399・2111(代)

【一般競争入札による分譲】

◆受付期間＝4月5日～4月19日 (必着)

◆開札日時＝5月13日(金)13:30～

【常時公募による分譲】

入札後に区画が残った場合に、原則先着順による「常時公募」で分譲します

◆受付開始日＝5月16日(月)

※被災状況にかかわらず、また、市外の個人や法人なども応募できます

※いずれも申込方法や住宅区画の場所等について詳しくは、4月1日以降に市役所本庁舎7階復興まちづくり課で配布する募集要項をご覧くださいか、市ホームページでご確認ください

問い合わせ 復興まちづくり課 ☎214・1287

「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%引上げ(平成26年4月1日)以降に、住宅を建築・購入、または補修(工事が税抜100万円以上)し、その後居住する場合に、消費税増税分相当(最大約90万円(建築・購入の場合))の給付が受けられる制度です。(被災時に住宅を所有していなかった場合、賃貸住宅にお住まいだった場合、消費税率5%で建築・購入あるいは補修を行った場合は対象になりませんのでご注意ください)

この「住まいの復興給付金」の申請に関する相談会を行います。詳しくは、別添チラシをご覧ください。

◆日時＝4月15日(金)・16日(土)10:00～16:00

◆会場＝仙台市高砂市民センター(宮城野区高砂1-24-9)

問い合わせ 事務局 ☎0120・250・460(9:00～17:00)

※裏面にもお知らせがあります

仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

建築確認申請手数料等の免除期間を延長します

東日本大震災により被災された方を対象とした、建築物などの建築確認申請手数料、許可申請手数料等の免除期間を、平成29年3月31日まで延長します。

問い合わせ 下表の担当課

内容	担当
建築確認・中間検査・完了検査申請手数料に関すること	建築審査課 ☎214・8485
建築許可申請手数料等に関すること	区役所街並み形成課 (☎は表面下欄)

※問い合わせ先が不明な場合は、建築指導課☎214・8347

仙台フィル定期演奏会に被災された方をご招待します

期日	開演時間	指揮者	対象
4/15(金)	19:00～	パスカル・ベロ	東日本大震災で半壊以上の被害を受けた方各公演30人〔先着〕 ※1人1回限り、1公演につき1世帯3人まで。 未就学児は入場不可
5/13(金)	19:00～	ヨルダン・カムツアロフ	
5/14(土)	15:00～		
7/15(金)	19:00～	下野竜也	
7/16(土)	15:00～		

◆会場＝日立システムズホール仙台

申し込み 往復はがきに代表者の住所・氏名・電話番号、参加者全員（はがき1枚につき3人まで）の氏名（学生は学校名と学年も）、希望の公演日、り災証明書の証明番号、世帯主の氏名、被害の程度（全壊・大規模半壊・半壊）を記入して郵送。各公演定員になり次第受け付け終了

申し込み・問い合わせ 仙台フィルハーモニー管弦楽団「復興パートナーシート」係☎980-0012仙台市青葉区錦町1-3-9☎225・3934

応急仮設住宅の退去手続きをお忘れなく

応急仮設住宅を退去される場合は、退去に関する届け出が必要となります。退去が決まり次第、速やかに手続きをお願いします。

【借上げ民間賃貸住宅】

「解約申出書」の提出が必要です。解約（退去）日は貸主や仲介業者等と調整してください。詳しくは仮設住宅室（☎214・5080）へお問い合わせください。

【プレハブ仮設住宅・借上げ公営住宅等】

「応急仮設住宅返還届」の提出と鍵の返却が必要です。退去日が決まり次第、仙台市建設公社（☎265・0310）

へご連絡ください。

※公共料金（水道・ガス・電気等）の契約解除と精算の手続きも忘れずをお願いします

問い合わせ 仮設住宅室☎214・5080

引っ越しシーズンの区役所窓口の開設時間を午後6時半まで延長します

3月下旬から4月上旬にかけては、引っ越しに伴う届け出などの手続きのために、区役所の窓口は大変混み合います。市では、区役所の窓口の混雑を緩和し、できるだけ待ち時間を短縮するよう、住所変更等に関する窓口の開設時間を延長します。

◆期間＝3月22日(火)～4月4日(月)（土・日曜日を除く）

◆時間＝午前8時半～午後6時半（手続きには時間がかかる場合もありますので、お早めにご来庁ください）

◆対象窓口＝区役所戸籍住民課、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター（アエル5階）

★総合支所は通常通り午後5時までです

★例年、窓口が特に混雑するのは月曜日、祝休日の翌日、時間帯では午前10時から午後3時ごろまでです

◆対象業務

●住民異動届の受け付けと、それに伴う国民健康保険・国民年金・介護保険についての事務（仙台駅前サービスセンターでは、新住所または旧住所が青葉区の方が対象です）

●住民異動届の受け付けに伴う児童手当・医療費助成に関する事務（仙台駅前サービスセンターではお取り扱いできません）

●転入学児童・生徒の学校の指定

●住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍に関する証明書の交付、印鑑登録の受け付けなど

★窓口において本人確認を実施しています。各種手続きの際には、運転免許証等ご本人を確認できるものご提示をお願いします

問い合わせ 区役所戸籍住民課（☎は表面下欄）

生活困りごとと、こころの健康相談会

さまざまな生活の困りごとについて司法書士が、心の健康について保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が相談に応じます。

◆日時＝4月12日(火)13:00～16:00

◆会場＝宮城県司法書士会館（青葉区春日町8-1）

◆対象＝市内にお住まいか通勤・通学している方

申し込み 電話で宮城県司法書士会☎263・6755（9:00～17:00）

問い合わせ 精神保健福祉総合センター☎265・2191

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市復興事業局生活再建推進室☎214・8559までご連絡ください。